

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、請求人によると、A所在のBにおいて10年以上の期間、石材加工に従事していたという。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、死亡診断書には、直接死因は「肺癌」（以下「本件疾病」という。）、その原因は「不詳」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして石綿救済法による特別遺族年金を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか、請求人が石綿救

済法に定める受給権者であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 石綿救済法に基づく特別遺族年金は、決定書理由に説示のとおり、死亡労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象者とし、死亡労働者等とは、石綿にさらされる業務に従事することにより対象疾病にかかり、これにより死亡したものをいうと規定されている（石綿救済法第2条第2項及び第59条第1項）。そして、対象疾病として、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物、石綿によるじん肺症等、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚が規定されている（石綿救済法第2条第1項及び第2項、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第1条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条）。

(2) 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者に発症した本件疾病について、C医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、「石綿肺の所見：無、胸膜プラークに係る情報：無、石綿小体・石綿繊維に係る情報：計測等未実施」と述べ、D医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付意見書において、要旨、「職歴上、石綿ばく露歴を確認できず、画像では胸膜プラークや石綿肺などの所見は見られず、業務との間には相当因果関係を認め難い。」と述べており、当審査会としても、決定書理由に説示するのとおり、本件疾病は認定基準に定める要件を満たしておらず、被災者に発症した本件疾病及びその死亡は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(4) 次に、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないが、仮に認めら

れるとして、請求人が本件請求に関する受給資格者であるかについては、以下のとおりである。

石綿救済法に基づく特別遺族年金は、死亡労働者等の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象とし、受給資格者等については、死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことが要件とされている。

そして「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」ものの取扱いについて、昭和41年10月22日付け基発第1108号通達は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していたか否かの判断に当たっては、労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係（以下「生計維持関係」という。）が常態であったか否かにより判断するものとしており、当審査会においても、この基準を妥当なものと考えることから、この基準を踏まえ請求人が被災者と生計維持関係にあったか否かを検討する。

- (5) 請求人は、生活維持に関する申立書において、要旨、「被災者は、昭和〇年から平成〇年までの間、毎年〇回来訪して寝食を共にして、生活援助を受けた」と主張し、また、審査報告書において、要旨、「平成〇年から平成〇年までの間、被災者から直接的に援助を受けた。請求人の長男の『被災者から請求人が直接的に援助を受け取っていたことはないが』との申述は誤りである。」と主張している。

一方、請求人の長男のEは、監督署からの電話聴取において、要旨、「被災者から母が仕送りをしてもらうなど直接的に生活援助を受けていたことはない。年2回、自宅に来た時に祖母に対して生活費として、おそらく2、3万円の金銭を渡していた。そのため、祖母と一緒に暮らしていた母も間接的に被災者から生活援助を受けていたことになる。」と申述している。

- (6) 請求人は、被災者から生活援助を受けていると主張するものの、一件記録を精査しても、これを裏付ける客観的かつ的確な資料はなく、その事実を確認することはできない。当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、被災者の死亡当時において、請求人と被災者と間には生計維持関係がなかったものであるから、請求人は、特別遺族年金の受給資格者ではないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。